

## 周南市犯罪被害者等支援条例(案)に対する意見の概要と市の考え方

### 【条例制定の基本的な考え方に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	基本	「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき」とあるが、15年以上前の法律に基づき制定する理由はなにか。法律で規定定義されている事項であれば市条例の制定は必要ない。条文内に制定理由を明示した上で、再度市民の意見を募集するべきだ。	条例（案）については、犯罪被害者等基本法第5条に規定する地方公共団体の責務に基づき制定するものであることから、原文のままとさせていただきます。
2	基本	条例制定理由明示無しに条例を制定し、市民に意見募集するのは不適切対応である。条文作成の段階から市民に参加してもらうべきだ。	条例（案）については、学識経験者や法律・医療関係機関、民間犯罪被害者等支援団体、被害当事者等で構成する「周南市犯罪被害者等支援条例制定懇話会」において、委員の皆様から直接御意見をお聞きしたうえで制定しております。
3	基本	「犯罪被害者等の支援に関する施策」の作成主体が不明である。市条例文面として不適切/瑕疵有りと考えます。文面修正が必要である。	市は、基本理念にのっとり、市民等、事業者及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施いたします。御意見を踏まえ、市が施策を策定し、実施することについて市民により分かりやすい表現に変更することとします。
4	基本	本条例は、行政として支援対応すべき案件の一項目であるため、市条例の制定は不要である。（「被害者等支援」を言うのであれば「加害者家族等」もあるし、障害者や貧困者等々、全ての対象者について施策を行うのが行政である。）	条例（案）については、犯罪被害者等基本法第5条に規定する地方公共団体の責務に基づき制定するものです。犯罪被害者等の支援についてしっかりと取り組んでまいります。
5	基本	条例制定をするのであれば、「事故被害者」「事故加害者」等々、あらゆる分野の「〇〇被害者」「〇〇加害者」についての条例が必要になる。	条例（案）については、犯罪被害者等基本法第5条に規定する地方公共団体の責務に基づき制定するものでございます。いただいたご意見については、今後の条例検討の参考にさせていただきます。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
6	基本	意見作成のためには、犯罪被害者等基本法だけでなくその他関係法令も確認すべき。	条例（案）については、「犯罪被害者等基本法」、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「刑法」、「道路交通法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の関係法令を確認した上で制定しております。

【条文に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
7	市民等の責務	「犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。」とあるが、作成主体が不明の「施策」に意見確認問合せ批判無しに「協力するよう努めなければならない。」の条文は、強要文面となっている。表記を再検討すべき。	本条は、犯罪被害者等基本法第6条に規定する「国民の責務」において、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と定められていることを踏まえた規定であることから、条文については、原文のままとさせていただきます。今後、市民等が施策に協力しやすい仕組みを検討してまいります。
8	犯罪被害者等支援計画	作成主体が不明（条文内不明記）な「犯罪被害者等支援施策」を元に条文が作成されているため、条文として不適切（成り立っていない）である。	本条は、市が策定する犯罪被害者等支援に関する施策が多岐の分野にわたることや、国等における犯罪被害者等支援に関する施策の進展が予想されることなどから、条例に基づいて犯罪被害者等支援が適切に推進されるよう、市の推進計画の策定義務を定めるものです。条文については、原文のままとさせていただきます。作成主体についての表記につきましては、御意見を踏まえ、市が施策を策定し、実施することについて市民により分かりやすい表現に変更することとします。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	相談及び情報の提供等	市は、市民に対して、最大限必要な情報を提供するのが責務である、と常々考えておりましたが、犯罪被害者等に対しては、条例の制定又は明文化しないと情報提供ができない、ということが分かった。	本条は、犯罪被害者等基本法第 11 条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえた規定であることから、原文のままとさせていただきます。
10	安全の確保に向けた支援	「個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援」とあるが、他の条文(案)には、「必要な情報の提供」(に類する)表記が多数見られる。条文(案)全てにおいて、「個人情報に配慮した必要な情報の提供」とすべき。	本条は、犯罪被害者等に対する加害者からの更なる犯罪等による再被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するため、個人情報を適切に取り扱うとの趣旨であり、他の条文(案)における日常生活の支援等の「情報の提供」とは異なる趣旨であるため、原文のままとさせていただきます。
11	経済的支援	「見舞金」は、何らかの法令による根拠があるものなのか教えてほしい。根拠がないのなら「見舞金その他」の記述は不要である。	本条は、犯罪被害者等基本法第 13 条において、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。」と定められていることを踏まえ、本市においても犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るために「見舞金」に関する要綱等を策定し、必要な施策を行うことを規定していることから、原文のままとさせていただきます。

【意見募集に関するもの】

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
12	意見募集	意見募集の期間中にその他4案件の意見募集も実施されております。又、個別に指摘しておりますが、記述不足不備多数見られます。この様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い(不適切)。意見募集の期間延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上で、再度、意見募集すべき。	周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として歴月で1箇月となっております。条例(案)についても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断いたしました。
13	意見募集	市民(主権者)からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を教えてください。	
14	意見募集	今回の意見募集の広報・記事の扱いが実際どの程度あったのか教えてください。後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、市のホームページ(市行政に関心又は用事の在る市民が参照する媒体)ではなく、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した又は記事掲載されたのかについて、具体的(媒体、掲載日、大きさ)に教えてください(記事の場合は把握している範囲内)。	市広報11月1日号(17ページ)「パブリック・コメント」の実施記事(紙面1/3ページ)等の中で、案件・対象・閲覧期限・閲覧場所・意見提出方法を掲載しました。新聞等への広告掲載はしていません。
15	意見募集	意見送付市民数・意見数により、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか判断すべき。	パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページ、本庁舎のロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び生活安全課等で条例(案)の閲覧を行いました。周南市市民参画条例に基づき、市ホームページ、各総合支所情報公開窓口等の複数の周知方法(条例に定める2以上の方法)により公表しており、適切に実施したものと認識しております。

No.	項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
16	意見募集	パブリックコメント（意見募集）の際は、施策等（案）の策定過程も明示し、再度、意見募集すべき。別の意見募集の際にも意見を出しており、その意見を反映すべき。	条例（案）の策定過程の明示につきましては、今後検討させていただきます。
17	意見募集	当件の内容は専門性の高いものとなっていることから、市民からの意見募集の他に、関係者・専門家から、直接、意見を聞き取るべき。	条例（案）については、学識経験者や法律・医療関係機関、民間犯罪被害者等支援団体、被害当事者等で構成する「周南市犯罪被害者等支援条例制定懇話会」において、委員の皆様から直接御意見をお聞きしたうえで制定しております。